

## 検討事項等

### 1. 検討に至る背景

平成 26 年 9 月 11 日、トリクロロエチレンの公共水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「水質環境基準」という。）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値（以下「地下水環境基準」という。）を見直すことが適当である旨、中央環境審議会長から環境大臣に答申がなされた。この答申を踏まえ、平成 26 年 11 月 17 日、水質環境基準及び地下水環境基準が改正された。

これを受け、平成 27 年 4 月 21 日、トリクロロエチレンの水質汚濁防止法に基づく排水基準（以下「排水基準」という。）を見直すことが適当である旨、中央環境審議会会長から環境大臣に答申がなされた。この答申を踏まえ、平成 27 年 10 月 21 日、排水基準が改正された。

	旧基準値	新基準値
水質環境基準	0.03mg/L	0.01mg/L
地下水環境基準	0.03mg/L	0.01mg/L
排水基準	0.3mg/L	0.1mg/L

### 2. 検討事項

環境基準値の見直しを踏まえ、放流水等からの排出実態、トリクロロエチレンを含む廃棄物の処理実態等を調査した上で、以下の事項について検討を行う。

廃棄物最終処分場における基準の見直し

- ・一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の放流水及び廃止時の浸出水<sup>1</sup>の基準
- ・産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水の基準
- ・廃棄物最終処分場の廃止時の地下水の基準

産業廃棄物の判定基準の見直し

- ・特別管理産業廃棄物の判定基準
- ・有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準（遮断型最終処分場に埋立する産業廃棄物の判定基準）
- ・産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準

各基準に係る検定方法の見直し

### 3. 検討の進め方

第 9 回廃棄物処理基準等専門委員会で御議論いただいた後、必要に応じ追加調査を行った上で第 10 回同委員会を開催することとし、検討結果について報告書を取りまとめていただきたい。

<sup>1</sup> 「保有水等集排水設備により集められた保有水等」を「浸出水」として記載。以下、全ての資料で同じ。

(参考)

### カドミウムに係る基準見直し

カドミウムについては、環境基準値の見直しを踏まえ、廃棄物処理法政省令等における基準等の見直しについて、平成 26 年度に開催した第 6 ～ 8 回廃棄物処理基準等専門委員会において審議を行い、その結論が廃棄物処理基準等専門委員会報告書として取りまとめられ、平成 27 年 4 月に中央環境審議会循環型社会部会に報告された。見直しの内容は以下のとおり。

	廃棄物の種類	現行基準値	新基準値案	現行の検定方法【見直し内容】
一般廃棄物処分場及び産業廃棄物管理型処分場の放流水及び廃止時の浸出水の基準	-	0.1mg/L	0.03mg/L	排水基準に係る検定方法：JIS K0102 の 55.2、55.3、55.4
産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水及び廃棄物最終処分場の廃止時の地下水の基準	-	0.01mg/L	0.003mg/L	地下水環境基準告示：JIS K0102 の 55（ただし、55.1 に定める方法にあつては、備考 1 に定める操作を行うものとする）
特別管理産業廃棄物の判定基準	廃酸・廃アルカリ（処理物含む）	1.0mg/L	0.3mg/L	13 号告示：JIS K0102(2008)の 55
	燃え殻、ばいじん、鉍さい、汚泥、処理物（廃酸・廃アルカリを除く）	0.3mg/L	0.09mg/L	
	有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準	0.3mg/L	0.09mg/L	
産業廃棄物の海洋投入処分基準	赤泥、建設汚泥	0.01mg/L	0.003mg/L	13 号告示：JIS K0102(2008)の 55【55.1 を除く】
	有機性汚泥、動植物性残さ、廃酸・廃アルカリ、家畜ふん尿	0.1mg/kg	0.03mg/kg	13 号告示：JIS K0102(2008)の 55【（ただし、55.1 に定める方法にあつては、備考 1 に定める操作を行うものとする）を追加】